

2 調停や審判で遺産分割をする場合の中間決定

(1) 遺産分割方法の決定に至る長い道中で、翻意する相続人がいる場合

遺産分割を、協議や調停や審判で、成立させる場合、長い思考の過程と多くの課題の解決の積み上げがあります。①遺産の内容を確定させ、②特別受益の有無と持戻しの可否を確定し、③財産の評価を確定させ、④寄与分の有無、内容や金額を確定させるという、思考と課題解決の積み上げを要するのです。

これらが積み上がった最終の段階になって、どの遺産をどの相続人が取得するかという⑤遺産分割方法の決定がなされて、無事遺産分割は成立するのですが、ここに至るまでには5年も6年もかかる場合もあります。

ところで、この長い道中で、一定程度までは課題が解決し、それが積み上がったという中途の段階で、一部の相続人が翻意して、

“特別受益のあることや、その持戻しについては同意したが、同意を撤回する！よく考えてみたら、特別受益の持戻し免除の意思表示があったので、持戻しには賛成できない。”

とか、

“やっぱりあの土地の価額を1000万円でよいと言ったのは撤回する。あの土地を兄貴が取得することになるようなので、それなら評価額は2000万円でないとは承知できない。”

などと言い出したときはどうなるのでしょうか？あわれ、長年積み上げてきた遺産分割へ向けた努力と時間は、無駄になるのでしょうか？

それをさせない方法があります。つまりは、“オレはやっぱりやめた。”と発言する直前までの課題解決の積み上げを有効にする方法です。これは「中間決定」の制度です。

(2) 中間決定で、積み上げた山を崩さないようにする

平成25年1月1日から施行された家事事件手続法80条は、「家庭裁判所は、審判の前提となる法律関係の争いその他中間の争いについて、裁判をするのに熟したときは、中間決定をすることができる。」という規定を置きました。この制度は、過去にはなかったものです。

「逐条解説・家事事件手続法」（金子修編著・商事法務）260頁には、中間決定は、遺産分割の際に起こる遺産の範囲についての争いなどに利用されることも想定していると書いていますが、遺産の範囲という「法律関係の争い」のみならず、具体的相続分算定までの過程における「その他中間の争い」についても、裁判所は、中間決定をし、相続人の後戻

りをさせないことができるのです。

なお、中間決定は、審判ではありません。審判以外の裁判です。中間決定がなされた場合、それに不服な相続人からの不服申立は、その手続内では、認められていません（中間決定に対して即時抗告ができるという規定を置いていないからです。ただ、遺産分割の審判に対しては即時抗告ができます。）。このように、法（家事事件手続法）は、迅速に遺産分割を可能にする道を開いているのです。

後は、遺産分割を遅らせるも、迅速に進めるも、運用する者の努力次第ということになりますので、弁護士の責任は大きいものがあります。